

1

(配点: 100点)

次の問題文を読んで、以下の設問に答えなさい。なお、この問題は法学の知識を問うものではない。

支援と自律（オートノミー）との間には、パラドキシカルな関係が存在するといわれている。なぜなら、利用者の選択や決定を支援していくことに積極的になればなるほど、利用者に対する援助者による支援の影響力が強まり、それがあるところまで行くと、自律のための支援が、逆に意思の自律を否定する内容に転化してしまうかもしれないからである。しかし、意思決定支援や生活困窮者への自立支援などにみられるように、いわゆる権利擁護の取り組みにおいては、支援の視点と自律の視点の双方が求められている。二つの視点は果たして両立するものなのだろうか。また、こうした関係をめぐって存在する問題について、私たちはどのように考えていけばよいのだろうか(1)。

そもそも自律は、市民法原理の一つである侵害原理 (注) の影響のもと、制約されない自由という文脈のなかで捉えられてきたものであった。そのため、そこでは他者との関係性ではなく、他者を排した個の論理が優越することになった。こうして、自律の核として「他者からの関与を排すること」を位置づける捉え方が出てくることになったのである。この関与には当然「支援」も入り、そのことが支援の排除にもつながっていくことになった。

しかし他方で、このように自律をリジッドに考えるだけで、自律とその淵源たる自由の保障が、本当にできるのだろうかといった問題も生まれてきた。こうしたなかで論じられるようになったのが、支援を通じて自由の保障を探ろうとするアプローチである。そしてそのようなアプローチの代表的なものの一つが、自由の問題として保障される内容をより豊かなものにしていくべきであるとするA・センの「有効な自由」とケイパビリティの議論であった。

「支援（助言や配慮など）を受けて何かをなす」ということを、自由の問題として考えようとしたときには二つの立場が考えられる。一つは、その状況について100%コントロールできなければ自由はないと考える立場である（これをセンは「共和主義的な自由」の立場と呼ぶ）。そしてもう一つが、自由には、なすことができるかどうか（「できる自由」）ということも含めて評価すべきだという立場である（ケイパビリティ・アプローチの立場）。センは、これら二つの立場の違いについて論じるための事例として、障害があるために支援を受けないと外出が困難である状況を前提にした次のような三つのケースを提示する。

(ケース a) Aさんは他者からの助けがなく、したがって外出できない。

(ケース b) Aさんは、社会福祉制度の存在によってヘルパーを利用できる地域に住んでいたため、そのサービスを利用することで外出することができ、自由に動き回ることができる。

(ケース c) Aさんは高いお金を払って、何でも命令に従う（従わなければならない）召使いを雇っていて、いつでも望むときに外出し、自由に動き回ることができる。

上記の三つのケースにおいて、外出できるかどうかという点に関していうと、ケース a ではそれをなすことは不可能だが、ケース b と c では可能となる。しかし、共和主義的アプローチの観点からは、ケース a と b が、ともに自由を得られていない場合と評価されることになる。

なぜならケース a では、やりたいと思うこと (すなわち、外出すること自体) がそもそも不可能であるという理由によって、そしてケース b では、やりたいと思うことが文脈依存的である (福祉制度の有無によって「できる・できない」が決まる) からである。しかしセンは、外出することが「できるのか」それとも「できないのか」の違いがもたらす意味の重要性を見失ってはならないとして、「ケース a」と「ケース b・c」の間には非常に重要な違いがあると主張する。つまり、前者の場合、Aさんは外出するという機能を行使できない (ケイパビリティを欠いている) のに対して、ケース b と c では、望むときに外出するという機能を行使する自由があるというのである。ちなみにセンは、このように本人が他者からの支援を用いて、「行為する機能/ある状態になる機能」としての機能空間 (ケイパビリティ) を持てる自由を、「有効な自由」の問題として論じている。

ただしセンによる自由の理解でも、ケース b と c が同じ「できる」ケースになるとはいえ、二つを同列に論じることができると考えているわけではない。すなわち、ケース b の場合には文脈依存的な状況が存在しているからである。センはこの点についても「プロセスの自由」の問題として、「できるかどうか」という機会の自由の問題とともにその評価の枠組みに加えている。センによれば、機会の自由とプロセスの自由は、区別する必要がある自由の重要な二つの側面であり、それぞれの側面は別個に認識されるべきものであり、二つには相互に独立した妥当性が存在しているという。このことをセンは、事例を挙げて次のように説明している。

ある成人女性が自身の大切な用事のために夜間に外出することを考えたとする。安全上の問題があれば外出を控えることを考えたかも知れないが、そうした問題もなさそうなので外出は差し支えないと判断したのだが、これに対して、権威主義的な監督者が、女性が夜間に外出すべきではないと判断し、何らかの手段を講じて彼女を家から出さなかったとする。この場合、彼女の自由が侵害され、その自律が否定されてしまったことは明らかであろう。これに対して、同じような状況において、監督者の側に彼女が家にいては困る事情があつて、彼女は絶対に「外出しなければならない」と考え、彼女を外出させたとした場合はどうであろうか。彼女は、いずれにせよ選択したはずのことを強制されるだけであり、外出を制約する前者のような意味での自由の侵害はないといえるかも知れない。したがって制約を受けないことが自律の主たる内容であるなら、こうしたケースの場合、自律が制約されているわけではないということになる。しかしこのような場合についても、プロセスの自由という観点からは、自由の侵害があつたと判断される。つまりこれらの事例においては、外出を「選ぶことができるという事由」 (機会の自由) と、外出を「強いられない自由」 (プロセスの自由) の二つのことが問題にされていたのであり、後者の事例では強いられない自由 (プロセスの自由) が侵害されていたのである。

プロセスの自由の核心は、「強いられないこと」あるいは「コントロールを受けないこと」にある。それゆえ結果的には本人の意図に合致するものであつたとしても、それが、直接的に強制されたり、あるいはある種のコントロールの下で誘導されたもの (間接的な強制) であれば、本人の意図の実現の問題とは別に自由の侵害があつたと評価されるのである。つまり、「強いられないこと」、「コントロールを受けないこと」の自由 (プロセスの自由) の問題が、オートノミーの問題として問われていたのである。

以上のことを踏まえるならば、意思決定支援や生活困窮者の自立支援などの権利援護の取り

組みにおいては、二つの自由が問題となるといえる。一つは、たとえば外出するといった行為や状態を有効にするための手立て（支援）を利用できるという自由である。これは支援における有効な自由の問題である。もう一つは、そうした支援がプロセスの自由を制約しないことである。そしてこれは、支援における自律の尊重として求められているものである。支援と自律はパラドキシカルで対立する関係としてみてしまうと、どちらの問題がより重要なのか、あるいはどちらにウエイトを置くべきなのかという議論になりがちである。しかし、これまでみてきたように、自由の保障という観点からすると、支援も自律もそれぞれが両方ともに求められる重要な要請だと考えていかなければならないのである。

（注）侵害原理：他者に危害を加えない限り、個人の行動や思想は自由だという原理

（秋元美世「自律と支援と自由の保障」週刊社会保障 3343号（2025年）48-50頁  
出題にあたり一部省略）

設問1 問題文の中には、いくつかの「自由」が登場する。これらのうち「有効な自由」と「プロセスの自由」の2つにつき、問題文に書かれていることを要約してください。

設問2 問題文の内容も踏まえつつ、下線部（1）の問いに対するあなた自身の考えを、そう考える理由を付して論じてください。